令和5年

第10回定例会議事録

令和5年10月25日

泉大津市教育委員会

令和5年10月25日(水)午前10時より令和5年第10回泉大津市教育委員会会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教育長竹内悟教育長職務代理者澤田久子教育委員西尾剛教育委員池島明子教育委員奥健一郎

出席事務局職員

教育部長 丸山 理佳 教育部次長兼教育政策統括監 鍋谷 芳比古 教育部教育政策課長 大塚 和弘 教育部指導課長 藤谷 考志 教育部生涯学習課長 中山 裕司 教育部スポーツ青少年課長 大和 宏行 健康こども部参事兼こども育成課長 里 見 崇 教育部指導課長補佐 山野 隆晃 教育部生涯学習課生涯学習推進係長 吉田 侑平 スポーツ青少年課スポーツ振興係長 梶川 翔平 三上 達朗 教育部教育政策課 教育部教育政策課 友永 彩絵 教育部教育政策課 尾下 未彩 教育部教育政策課 彦阪 美遥

案件

日程第 1 議案第32号 令和5年度泉大津市教育委員会教育事務の管理及び 執行の状況に関する点検及び評価結果報告書について

日程第 2 議案第33号 泉大津市教育委員会表彰について

日程第 3 報告第18号 泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の一部 を改正する要綱について

日程第 4 報告第19号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

日程第 5 報告第20号 こどもの読書活動推進計画のパブリックコメント実施について

自由討論

議事録署名委員

教育委員 池島 明子

会議の顛末

- ○竹内教育長 令和5年第10回教育委員会会議定例会の開会宣言
- ○令和5年第9回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第32号 令和5年度泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執 行の状況に関する点検及び評価結果報告書について

◎教育政策課長(大塚和弘)趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、評価結果報告書を議会に提出するとともに、公表することについて諮るものです。

内容は、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、 教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、点検及び評価を行い、その結果 に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進 に資するとともに、住民への説明責任を果たそうとするものです。

根拠法令は、記載のとおりです。

点検・評価内容をご説明いたしますので、別冊「令和5年度(令和4年度事業) 泉大津市教育委員会教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価結果報告書(案)」をご覧ください。

第3回定例会にて、流れについてはご説明していることに加えまして、時間の都合上も、主な部分を抜粋して説明いたします。まず6ページをご覧ください。 今回の点検評価対象となった6事業を記載しております。

7ページから 12ページにかけては、対象事業における概要説明書を掲載しております。

13・14ページは、外部委員による対象事業ごとの評価コメント並びに総括意見を記載しております。全事業において、現行通りまたは一定の改善が求められているものの継続という評価をいただいております。14ページ末尾に記載しております総括意見としては、「全事業において持続的にどう展開していくかという点をポイントと位置づけ、各事業の全体課題との関係性や、有機的な組織連携による事業の見直し、人的支援の継続的な拡充と学校との連携・協力を踏まえた、学校の負担の軽減や教職員のQOL向上から生まれる魅力的な教育施策により、本市での勤務を希望する教員の増加について期待する」という内容です。

15ページに移りまして、外部評価を踏まえた教育委員会としての評価結果並びに考え方を記載しております。16ページで、教育委員会としての総括意見を記載しております。「これまで取り組んできた事業や業務が本当に必要なものかどうかについて、コロナ禍で改めて見直すことになり、コロナウイルスが収束してきた今、より有意義な学校教育・社会教育施策を展開することが求められる。子どもたちのよりよい学びや居場所づくり、そして教職員が児童・生徒や授業づくりに向き合うための働き方改革に向けて、学校と教育委員会事務局をはじめとした関係課、さらに地域と協働して活動を進めていく必要がある。地域の協力者、みらい応援隊や学校の授業・部活動のサポーター等を増やすための適切な研修や声かけを行い、地域全体で子どもを育てる土壌を育むことで、子どもたち、教職員、地域それぞれが主体的、意欲的に活動できるように事業を展開していく。」という表現としております。

次ページ以降は、21ページの外部委員名簿など、参考資料を掲載しております。 ◆教育委員(西尾剛)家庭教育支援事業の教育委員会の評価コメントに「ジェンダーバランスも含め多様な人材を確保することに努める。」と書いているのですが、 具体的には恐らく、もっと男性の家庭教育支援員を積極的に採用しなさいという ことを言っていると思うのですが、家庭教育支援の担当者が何十人もいるのであれば、何割かを必ず積極的に男性を採用しなさいということもあり得るかもしれませんが、そもそも担当者が少ない上に、事業内容が、保護者、家庭教育について、保護者に接触して、心を開いてもらって、問題点を把握してアドバイスすることで、具体的には主に母親と接触することが想定されていると思います。父親でもいいのですが、どちらかというと同性同士の方がより心を開いてくれるんじゃないかなと思うので、適正とか能力に応じて支援担当者を選定したらいいのであって、積極的に男性を採用するように努めるということを求める必要はないんじゃないかなと思います。ジェンダーバランスのための人材も大事だと思うのですが、ここであえて教育委員会からそこも含めて改善しなさいということを求める必要はないんじゃないかなと私は思いました。

- ◎指導課長(藤谷考志)これは指導課の事業です。現在、家庭教育支援サポーターが10名、養成中の方が2名という形で、養成中の方も含めまして12名全員が女性の方です。過去には男性のサポーターがいらっしゃったこともあるのですが、最多の年度で1名。西尾先生がおっしゃられたように、お父さんのこともありますので、できたら1名ぐらいは居てくださるとありがたいというのが私たちの見解です。ジェンダーバランスとして5対5がベストという訳ではなく、1名いらっしゃるとありがたいというところで、私たちの課題として捉えさせていただいております。記載の仕方については検討していきたいと思います。
- ◆教育委員(西尾剛) お父さんでも男性がくるよりベテランのお母さんが来る方が 心を開くようにも思います。人それぞれでしょうけどね。男性だから、父子家庭 だから男性が担当しないといけないということはないと思うんですけど、いろい ろ安全性とかもありますから一概には言えないでしょうが。
- ◎指導課長(藤谷考志)おっしゃられる通りかなと思うのですが、私たちとしては 1名いらっしゃるのがベストかなと思っております。
- ◆教育委員(西尾剛)わかりました。
- ◆教育長(竹内悟)現在、少し前に進めてきたのは、民生児童委員が家庭教育支援 サポーターの研修を受けて、サポーターになってくれるという前向きな方が、福 祉からと教育からの働きかけで、数名増えてきていることです。それが発展的に 前に進んでいくと、男性の民生児童委員がサポーターになってくれるかもしれな い。学校現場で困り感のある家庭というのは、母親がヒステリックになってしま う方だったり父親が理不尽に怒ってくる方だったりが多いです。そういう人との 接触など、男性のサポーターも必要かなと思われる場面があるので、そういう要 員としても受けてくれたらいいなとは思っているんですけど、道半ばという感じ です。
- ◆教育委員(奥健一郎)男性は何か揉め事が大きくなった時に、ちょっと出てくださいという人が1人いればいいかなと思います。今は代表を退いたのですが、私もチャイルドライン鹿児島というのを作った時に、本当に女性がいないと無理だと感じました。組織を作って立ち上げるところまではやりましたが、そこから先、運営していったり、いろいろなケアをしたりというのは、女性がいないと全然だめでした。そもそも私が電話にでるとガチャンと切れちゃうんですよ、男の声だったら。組織を作ってまとめるのはやるけれども、あとは女性がいなかったら無理だなと本当に思いました。
- ◆教育長(竹内悟)文言は検討し直しますか。
- ◎指導課長(藤谷考志)ジェンダーバランスという意味合いが、今お伝えさせてい

ただいたような意味合いなので、よろしければこのままでいかせていただこうと思うのですがいかがでしょうか。

- ◆教育委員(奥健一郎)個人的には「多様な人材を確保」とするだけでもいいかな と思いました。多様な人材というところだけ残しておけば意味は崩れない。
- ◆教育委員(西尾剛)これでもいいと思うんですけど、一般的なジェンダーバランスで言えば、能力とか適性というよりも、強制的に何割かは男性にする女性にするというふうな趣旨で使われるので、さっと読んだだけではそういうふうに読み取れてしまうかなと思います。
- ◎指導課長(藤谷考志)では、「ジェンダーバランスを含め」を消させていただいて、 今先生がおっしゃられたように、「多様な人材」に意味合いを含めようと思います。
- ◆教育長(竹内悟)人権教育担当の山野課長補佐はどう思いますか。
- ◎指導課長補佐(山野隆晃)おっしゃられる通り、ジェンダーバランスという言葉としては、どちらかというと割合という意味合いがあるので、何をもって多様とするかはあると思うのですが、受け取る側としては「多様な」に、ジェンダーも含めて理解してくださるかと思うので、多様な人材の確保で良いのではないかと思っております。
- ◆教育長(竹内悟)ありがとうございます。
- ◆教育委員(西尾剛)家庭教育支援について、7ページの事業評価シートの1番下の欄、「担当課の評価 B改善して継続」で、評価の理由は、「小中学校に限らず、0歳から 15歳までの子どもをもつ保護者を対象に家庭教育支援を展開する意義は高いと考える。」とありますが、イメージですが、就学前の子どもを抱える家庭に対して困難な状況を支援するというようなことはわかります、幼児と保護者が密着しているというか。だから、家庭を何とかしないと幼児が何とかならないということはわかるのですが、難しいのは、15歳とかの中学生になってくると、親からある程度独立してしまっていて、それに対する家庭教育支援というのはイメージが湧かない。保護者を支援しても、それが生徒の成長に繋がるのかな、やるべきことが違ってくるんじゃないかなと思うのですが。
- ◎指導課長(藤谷考志)おっしゃられます通り、今までも多いのが小学校、特に低学年が多かったということもありまして、今力を入れているのが就学前の保護者です。早いうちに支援をすることができれば、その後にも支援が繋がっていく。遅ければ遅いだけ支援が入りにくくなる。最初の取っかかりというところはとても難しくて、それらを踏まえると就学前に力を入れたいというところもあり、こども育成課とも連携して、就学前に力を入れているという状況です。ただ、中学生の方もゼロかと言いますと、やはり今の時代、いろいろなところで必要がありまして、こちらが困る保護者ではなく、困っている保護者、その保護者にもいろいろなところで手を差し伸べていく必要があるということで、0歳から15歳という形です。
- ◆教育長(竹内悟)幼、小、中と上がってくるんですけど、親御さんが学校に対して、小学校までに壁を作った人が中学校に上がってきたときに、担任の先生が「子どものこと」「進路のこと」でお母さんお父さん懇談しましょうと言っても、拒絶感があってうまくいかないです。じゃあその拒絶感の壁をどう低くするかとなると、親のガス抜きが必要になってくるし、学校ってそうじゃないよと、誰かが間に入って学校と繋ぐ役割が必要になるので、その役割を家庭教育支援員にゆだねているところも多々あります。
- ◆教育委員(西尾剛)わかりました。
- ◆教育委員 (澤田久子) 例えば、ヤングケアラーの子たちが問題になっていますが、 そういう子たちにもこの支援は入っていくんですか。これはまた別ですか。

- ◎指導課長(藤谷考志)直接的にヤングケアラーの子たちにというよりは、どちらかというと完全に保護者への支援をメインにしていますが、全く関係がないわけではないので、そういうことがあったら福祉と繋いだり、いろいろなところのアンテナを高くするという点でも、有効なものになるのではないかなと思っています。
- ◆教育長(竹内悟) コロナで家庭訪問がなくなって、働き方改革と言われてそのまま家庭訪問をやめている学校も多く、学校側がヤングケアラーかもしれないと把握する場面もなくなっています。そういった中で、ヤングケアラーかもしれないということさえもアンテナに引っ掛からない現状があるので、福祉といろいろ話をしながら、家庭教育支援員さんに家の様子を見てもらうとかは、既に十分しています。
- ◆教育委員(澤田久子)そういう意味でも、15歳とか中学生に対しても、そういう 子どもたちへのケアも含めて十分必要になってくるかなと私は思います。
- ◆教育長(竹内悟)家庭教育支援については、文部科学省大臣から泉大津は表彰を 受けています。家庭教育支援のチームとして。
- ◎指導課長(藤谷考志)国の中でも先進的に取り組ませていただいていた事業で、本市としては歴史が10年以上あります。
- ◆教育長(竹内悟)大阪府下では、大東市と泉大津市がトップ2で家庭教育支援に は力を入れてやっています。
- ◆教育委員(西尾剛)教育委員会の会報に載っていましたよね。
- ◆教育長(竹内悟)そうです。前指導係長の長谷川が発表したものです。
- ◆教育委員(西尾剛)いい発表でしたよね。
- ◆教育委員(澤田久子)16ページのところの総括意見の中で、上から2行目に「コロナウイルスが収束してきた」と書いてあるのですが、収束と言っていいのかどうかが気になりました。
- ◎教育政策課長(大塚和弘)表現はこちらで検討させていただき、修正案としてまたお示しさせていただきます。

※議案第32号可決

△日程第 2 議案第33号 泉大津市教育委員会表彰について

◎教育政策課長(大塚和弘)趣旨は、教育委員会表彰は、泉大津市の教育の振興と 発展に優れた実績を収めた者や、文化芸術活動及びスポーツにおいて優秀な成績 を収めた者等に対し表彰するもので、今後の予定等の承認についてお諮りするも のです。

推薦方法は、関係部署からの推薦書の提出に加え、公募により受け付けます。 推薦、応募期間は、令和6年1月4日から令和6年1月25日で、市ホームページ及び広報紙にて周知します。

表彰者決定は、教育委員会にて決定するものです。

3ページから5ページまでは、教育委員会表彰に係る規程、要綱について参考 資料として添付しています。昨年度から変更はありません。

※議案第33号可決

△日程第 3 報告第18号 泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金交付要綱の一部 を改正する要綱について

◎スポーツ青少年課長(大和宏行)趣旨は、泉大津市スポーツ競技大会出場奨励金 交付要綱の目的に基づき、交付対象となる大会の基準を明確にするとともに、申 請期間を延長するために必要な要綱の一部改正を報告するものです。

根拠法令は、記載のとおりです。

施行期日は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

適用区分は、この要綱は令和5年4月1日以後開催された大会について適用し、 令和5年4月1日前に開催された大会については、従前の例によります。

改正内容は、別紙1の8ページをご覧ください。要綱の新旧対照表で説明します。右側が現行で、左側が改正案となっています。下線部を引いているところが変更部分になります。現行につきましては、交付対象となる大会として、「選考会等であって、選抜若しくは厳正かつ明確な基準による審査により」と「教育長がこれと同等であると認める大会」というような記述がありましたが、基準が曖昧なところもありましたので明確にするために、改正案といたしまして、「選考会等であって、厳正かつ明確な基準の審査による選抜又は地区大会等の予選会を経て」という文言に変えさせていただいております。

(2) も同様の改正ですが、(1) と(2) の違いは、(1) は国内の全国大会について、(2) は国際大会についての明記となっております。

続きまして9ページをご覧ください。こちらは申請期間についてです。現行では、「大会に出場する日の前日から起算して30日前までに行われなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、大会に出場した日の翌日から起算して30日以内に行うことができる。」となっておりますが、申請期間が短いというお声もありましたので、改正案といたしましては、「申請は原則、交付の対象となる大会の最終日の属する年度内に申請しなければならない。ただし、大会最終日が年度末の場合、大会最終日の翌日から起算して3箇月を経過する日までに申請を行わなければならない。」というふうに、申請期間を年度内で受け付けできるように変更させていただきました。

- ◆教育委員(池島明子)こういう規定等を作った時に、例外が出てきた時の逃げ道というと言葉が悪いのですが、そういうために、「教育長がこれと同等と認める大会」などという文言を記載することがあるのではないかなと思うのですが、今回それを省かれた理由についてご説明いただけますか。
- ◎スポーツ青少年課長(大和宏行)この文言があることによって、幅がすごく広がってしまっているのが現状です。担当としては、そこの整理がつかなくなってきたので、大会に出場する際の基準として、選抜で選ばれた方もしくは予選大会を経て出場された方というふうに限定をさせていただきました。
- ◆教育委員(池島明子) どちらかというと、努力したことに対して褒めてあげる場をなるべく作ってあげたいというのが入口だと思うので、処理が大変なのはもちろんよく理解できますし、そんなこと言っていたらきりがないというのが現状だと思うのですが、こんなところに取りこぼしがあったなどという事例はなかったのかなと少し思うのですが、そういったことはございませんか。
- ◎スポーツ青少年課長(大和宏行)今のご意見のところで、すごく難しいところではあったのですが、逆にエントリーをしたらすぐに全国大会に出られるような競技も実はあります。そういった競技と、メジャースポーツでたくさんの予選を戦

って全国に出る競技との差はどうなのかということが、担当課としても議論になりました。それであれば、一定の基準が必要になってくるのではないかと考えました。おっしゃっていただいたところの部分というのは、ひょっとしたら今後の課題にもなってくるかと思われますが、現時点では今までの申請状況を鑑みると明確にした方が使っていただきやすいかなと考え、改正させていただきました。

- ◆教育長(竹内悟)別件ですが、文化芸術の方の進捗状況も委員さんに報告しても らえますか。議会でもいろいろ意見が出ているので。
- ◎生涯学習課長(中山裕司)文化芸術についても奨励金を考えているのですが、まだ予算がついているわけではないので、今から検討していく段階です。文化芸術に関する交付基準というのは難しい部分もあるのですが、一定のものを考えていこうと思っています。
- ◆教育長(竹内悟)ありがとうございます。

※報告第18号終結

△日程第 4 報告第19号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長(大塚和弘)趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に 基づき、後援を承認したので報告するものです。

報告対象期間は、令和5年9月1日から令和5年9月30日までです。

内容は別紙2をご確認ください。申請件数が13件で、うち12件を承認しております。番号2については、新規団体・新規事業でありますが、団体要件として、大阪府の住吉公園及び浜寺公園開設150周年記念事業の一環で、堺市西区、高石市、大阪府、大阪府鳳土木事務所が構成員であることから、対象団体として適当であると認めたものです。事業要件として、各ステージや体験活動を通じて、目的及び内容が、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、広く市民が参加できるもの、かつ、主催者に事業遂行能力が認められると判断し承認したものです。

不承認案件は、新規団体・新規事業であり、事業内容といたしましては、インターハイ等全国大会に出場経験を持つ、またはそのレベルにある高校生や大学生が、小・中学生にスポーツ、競技、文化を指導するというものですが、開催場所が北摂エリア中心であることから、本市市民が広く参加できるものとは言えないと判断いたしまして今回は不承認としたものです。

※報告第19号終結

◆教育長(竹内悟)次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

ついては、日程第5を非公開とすることに異議はございませんか。

≪異議なし≫

異議がないようなので、日程第5は非公開とします。

◆教育長(竹内悟)本日の案件は以上ですが、教育委員会会議規則第38条、「委員会は、会議において主題議案の処理が終了したときは、教育行政に関し自由討論を行うことができる。」により、自由討論を行います。今回の自由討論にあたっては、政策形成過程に係る案件であることから、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」により非公開とすることに異議はございませんか。

≪異議なし≫

異議がないようなので、自由討論は非公開とします。

午前11時20分終了

議事録署名委員

教 育 長

教育委員